

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２４年８月７日

東広島市長 蔵 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

ベスト電器Ｎｅｗ東広島店

（２）所在地

東広島市西条町御薊宇字勝谷５１６８番地１外

２ 変更に係る事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ベスト電器	代表取締役 有 薊 憲 一	代表取締役 深 澤 政 和

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ベスト電器	代表取締役 有 薊 憲 一	代表取締役 深 澤 政 和

３ 変更年月日

平成２２年１月１２日

４ 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者を変更したため。

５ 届出年月日

平成２４年７月２７日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成24年8月7日（火）から同年12月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年12月7日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２４年８月７日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

ベスト電器New東広島店

（２）所在地

東広島市西条町御薊宇字勝谷５１６８番地１外

２ 変更に係る事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ベスト電器	代表取締役 深 澤 政 和	代表取締役 小 野 浩 司

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ベスト電器	代表取締役 深 澤 政 和	代表取締役 小 野 浩 司

３ 変更年月日

平成２２年３月２０日

４ 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者を変更したため。

５ 届出年月日

平成２４年７月２７日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成24年8月7日（火）から同年12月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年12月7日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課